

第8 税制の状況

- 1 平成21年度の税制改正の概要 141
- 2 平成21年度の県税の概要 146

1 平成21年度税制改正の概要

税 目	改 正 点
個人住民税	<p>(1) 平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）を限度とする。）を減額する制度の創設。</p> <p>(2) 土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除制度の創設。</p> <p>(3) 優良住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限の5年延長。</p> <p>(4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例の適用停止措置の適用期限の5年延長。</p> <p>(5) 上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の適用期限の3年延長。</p> <p>(6) カバードワラントを譲渡した場合の譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等について、20%分離課税とする措置。</p> <p>(7) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月5日前に上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式で同日に特定管理口座から払い出されたものにつき、同日以後に株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したときの追加。</p> <p>(8) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（マッチング拠出）について、その全額を所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とするとともに、確定拠出年金の拠出限度額の引上。</p>
地方法人課税	<p>(1) 「生活対策」における法人税の改正に伴う所要の改正。</p> <p>(2) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う税額控除・還付制度について、会社更生法の規定による更生手続開始の決定等の事実が生じた場合に還付の請求ができることとするほか、還付の方法等について所要の規定の整備。</p>
法人事業税	<p>(1) 資本割の課税標準の特例措置の適用期限の5年延長。</p> <p>① 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>② 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>③ 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>④ 関西国際空港株式会社、関西国際空港用地造成株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>⑤ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>⑥ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>(2) 資本割の課税標準の特例措置の廃止。</p> <p>① 株式会社産業再生機構に係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>② 株式会社苫東、新むつ小川原株式会社、石狩開発株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置</p>

税 目	改 正 点
法人事業税	<p>③株式会社けいはんなに係る資本割の課税標準の特例措置</p> <p>(3) 電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて一定の電気の供給を行う場合における収入割の課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p>
不動産取得税	<p>(1) 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置の適用期限の3年延長。</p> <p>(2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限の3年延長。</p> <p>(3) 非課税等特別措置の創設・拡充。</p> <p>①社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供するために取得する不動産に係る非課税措置の創設。</p> <p>②信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から信託財産を移す場合における不動産の取得に係る非課税措置について、対象に受託者から当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人等に信託財産を移す場合における不動産の取得を追加。</p> <p>③医療関係者の養成所において教育の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会医療法人等が取得する不動産を追加。</p> <p>④産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、見直しとその適用期限の2年延長。</p> <p>イ 一定の要件を満たす譲渡により取得する不動産を適用対象に追加。</p> <p>ロ 対象となる計画類型に、資源生産性革新計画及び中小企業承継事業再生計画を追加するとともに、共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を除外。</p> <p>⑤農地制度の見直しに伴う特例措置の創設等。</p> <p>イ 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地について、当該取得が平成23年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額又は交換によって失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格等に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する課税標準の特例措置の創設。</p> <p>ロ 農地保有合理化法人が取得する土地に係る納税義務の免除措置及び課税標準の特例措置について、対象に農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加。</p> <p>ハ 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>ニ 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を受けている者が障害等により営農継続が困難な状態となり農地等の貸付けを行った場合で生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の継続が認められるときは、徴収猶予の継続を認めることとする等の所要の措置。</p> <p>ホ 農地法の規定により国から土地を売り渡された場合における当該土地の取得に係る非課税措置の廃止。</p> <p>(4) 非課税等特別措置の適用期限の延長。</p> <p>①預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限の2年延長。</p>

税 目	改 正 点
不動産取得税	<p>②鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る非課税措置の適用期限の7年延長。</p> <p>③保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限の2年延長。</p> <p>④日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑤駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑥特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑦河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑧民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑨投資信託及び投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑩民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限の1年延長。</p> <p>⑪都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑫一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑬都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑭都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑮密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が一定の認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑯心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限の2年延長。</p> <p>⑰入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置の適用期限の2年延長。</p>

税 目	改 正 点
不動産取得税	<p>(5) 非課税等特別措置の縮減・合理化。</p> <p>①事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得する中小企業構造の高度化等のための不動産をその組合員に再譲渡する場合における不動産取得税の納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得する不動産を除外。</p> <p>②独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から分譲住宅に係る業務の用に供する土地を除外した上でその適用期限を2年延長。</p> <p>③農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農用地区域内にある土地に限定した上でその適用期限を2年延長。</p> <p>(6) 非課税等特別措置の廃止。</p> <p>①独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する一定の不動産に係る非課税措置</p> <p>②独立行政法人環境再生保全機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>③独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>④都市計画施設の用に供される土地（従前の土地）の所有者が独立行政法人都市再生機構法に規定する認可計画に基づき、解散前の都市基盤整備公団が業務の用に供するものとして取得した土地（特定土地）を当該従前の土地との交換により取得する場合における当該特定土地に係る課税標準の特例措置</p> <p>⑤関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者が取得する一定の文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置及び税額の減額措置</p>
自動車取得税	<p>(1) 排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ない以下の自動車について、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの新車の取得に限る税率の軽減措置。</p> <p>①自動車取得税が非課税となる自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの ・車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5トンを超えるバス・トラックを除く。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費基準の良いもの ・ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5トンを超えるバス・トラックに限る。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27

税 目	改 正 点
自動車取得税	<p>年度燃費基準を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（車両総重量3.5t以下の乗用車に限る。） <p>②税率が75%軽減される自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車 で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能のよいもの ・車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>③税率が50%軽減される自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車 で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの ・車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準に適合するもの <p>(2) 上記（1）の時限的軽減措置の創設に伴う低燃費車特例など既存の特例の対象となる自動車を新車以外の自動車に限定するなどの所要の措置。</p> <p>(3) 自動車NOx・PM法対策地域内における廃車代替特例措置の廃止。</p>
道路特定財源の一般財源化	<p>(1) 自動車取得税及び軽油引取税について、目的税から普通税に改めるとともに、用途制限を廃止。</p> <p>(2) 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改めるとともに、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の用途制限を廃止。</p> <p>(3) 軽油引取税の課税免除措置について、エチレンその他の石油化学製品の工業原料用となる軽油については、地方税法本則による措置とし、その他のものについては、地方税法附則による3年間の措置とする。</p>

2 平成21年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人 及び県内に事務所、家屋 敷等を有する個人でその市 町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………1,500円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者（特別徴収）は 毎月（給与から差し引かれる） 65才以上の年金受給者（特 別徴収）平成21年10月か ら年金から引き落とし 10月・12月・2月 その他の人（普通徴収）は 6月・8月・10月・1月（市 町村民税と同時に納める）
	水と緑の 森づくり税				
	所 得 割	県内に住所を有する個人 で一定額以上の所得があ る者	前年の所得金額から基礎控除・扶養 親族などの所得控 除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を 有する法人	資本金等の額が1千 万円以下の法人	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の 日から2か月以内
			資本金等の額が1 千万円を超え1億 円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1 億円を超え10億円 以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10 億円を超え50億円 以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	水と緑の 森づくり税	資本金等の額が50 億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円		
法人税割	県内に事務所・事業所を 有する法人	法人税額（国税）	5.8% （資本金又は出資金が1億 円以下で法人税額が1,000 万円以下の中小法人は5.0%）		
県民税利子割	県内に所存する金融機関等を通 して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき 利子等の額	5%	翌月の10日 （毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等か ら配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当 等の額	3%	翌月の10日 （毎月）	
県民税株式等 譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株 式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式 等譲渡益の額	3%	翌年の1月10日	
個人 の 事 業 税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動 産貸付業・製造業・駐車場業・ 飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・ 弁護士業・税理士業・コンサル タント業・デザイン業・理容業・ 美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金 額から事業主控除 後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅ うなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額 10,000円以下 の場合は第1 期に全額納付）	
※1 法人の事業税	県内で事務所・事業所を 設けて事業を営んでいる 法人	電力会社・ガス会社・ 生命保険会社・損害 保険会社は収入金額	0.7%	法人の県民税と 同じ	
		外形対象法人は所得 金額、付加価値 額及び資本金等の 額	（所得割） 400万円以下の額 ……1.5% 400万円を超え800万円以 下の額 ……2.2% 800万円を超える額 ……2.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……2.9% （付加価値割） 0.48% （資本割） 0.2%		
		普通法人は 所得金額	400万円以下の額 ……2.7% 400万円を超え800万円以 下の額 ……4.0% 800万円を超える額 ……5.3% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……5.3%		
		特別法人は 所得金額	400万円以下の額 ……2.7% 400万円を超える額 ……3.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……3.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額（国税）	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 1,074円 (旧3級品は1,000本につき511円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～1,200円	翌月の15日 (毎月)
※2自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円	
			自家用	33,000円～83,000円	
		トラック	営業用 積載量8トン以下	6,500円～29,500円	
積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算				
		自家用 積載量8トン以下	8,000円～40,500円		
		積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算		
鉦 区 税	県内に鉦業権をもっている者		鉦区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500円	
		第二種銃猟免許		5,500円	
※3自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核燃料税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	10%	核燃料挿入日から2月後の月の末日
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日

- ※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散（合併による解散を除く）による清算所得について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約25%～50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算
- ※3 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については軽減

